



保険料率などの変更内容

平成 25 年度まで

1人当たり保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額
最高 55 万円		44,200 円		(総所得金額など - 33 万円) × 8.1% (所得割率)

平成 26・27 年度

1人当たり保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額
最高 57 万円		44,700 円		(総所得金額など - 33 万円) × 8.57 % (所得割率)

4月から後期高齢者医療制度の保険料率・限度額が変わります

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

町住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2096
県後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・8430

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人を対象とする制度です。



後期高齢者医療制度の保険料率・限度額は各広域連合で2年ごとに見直されます。なお、所得の低い世帯などに対しての保険料軽減措置は拡充されることとなっています。**7月に平成26年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します**

保険料は、特別徴収(年金からの天引き)または、普通徴収(納付書または口座振替で納付)の方法で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので「納入通知書」に記載している納付方法を必ず確認してください。

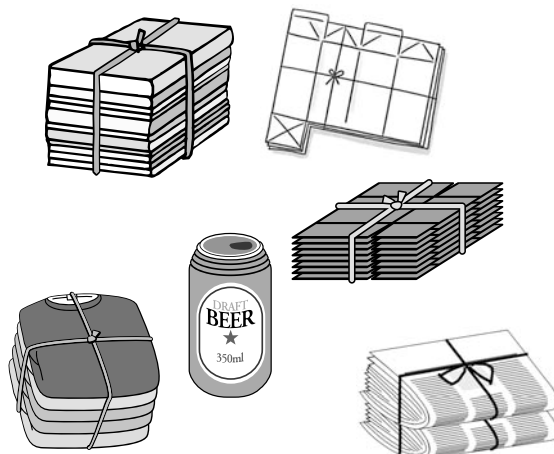
また、納付書で納める場合には、便利で納め忘れない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

ごみの減量と資源の有効利用を資源回収団体に補助金を交付します

再生可能な一般廃棄物の回収活動を行う団体に対し、補助金を交付します。

これにより、回収活動の活性化を図るとともに、ごみの減量と資源の有効利用、ごみ問題の意識の向上を図ります。

- **補助金交付対象者**
 - ・ 町内の自治会や生活学校、子供会、PTAなどの地域住民で組織する営利を目的としない団体。
 - ・ 資源回収活動を年度内に2回以上自主的に行うことができる団体。
- **補助金交付対象資源**
 - ・ 古新聞、雑誌、ダンボール、紙パツク、古着、アルミ缶
- **補助金額**
 - ・ 当該回収資源の重量
 - ・ 1キにつき5円
- **提出書類**
 - ・ 清掃工場(環境管理課)で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
- **申請方法**



● **請求方法**

年度初めに清掃工場(環境管理課)で資源回収団体登録を行ってください。

年度内の資源回収活動終了後、資源回収団体育成補助金交付申請書に回収実績を記載して、支払金口座振替依頼書、回収業者の仕切伝票(計量証明書)とともに清掃工場へ提出してください。

清掃工場(環境管理課) ☎ 33・5003



狂犬病予防注射の日程表

実施日	時 間	実 施 場 所
5月13日(火)	午前9時30分～11時30分	宮古公民館
	午後1時30分～3時30分	南薬王寺公民館
5月14日(水)	午前9時30分～11時30分	町民広場(町役場西側)
	午後1時30分～3時	唐古集落センター
5月15日(木)	午前9時30分～11時30分	社会福祉協議会(駐輪場)
	午後1時30分～3時30分	JAならけん多支店
5月16日(金)	午前9時30分～11時30分	中央体育館(駐輪場)
	午後1時30分～3時	やすらぎ体育館(旧第2体育館)

生後91日以上の犬を飼うときは、登録と狂犬病予防注射が必要です。一度登録すると、一生有効ですが、予防注射は毎年受けなければなりません。

犬の飼い主の皆さんへ
生後91日以上の犬を飼うときは
登録と狂犬病予防注射が必要です

保健センター ☎ 33・8000

左上の日程表の都合のよい場所へ、十分に制御できる人が犬を連れてお越しください。

● 狂犬病予防注射

対象 町内で飼っている生後91日以上
の犬

費用 3200円(注射手数料
2650円、注射済票交付手数料
550円)

※釣り銭のいらないように準備してください。

場所 上の表を参照

※狂犬病予防注射通知書は4月下旬に発送します。

● 犬の登録

まだ登録をしていない場合は、予防注射と併せて登録手続きも行います。

なお、登録は保健センターで随時行うことができます。

費用 3000円

● 犬の死亡、変更届

犬が死亡、失跡または飼い主が変わった場合など、登録内容に変更が生じたときは、保健センターへ届出をしてください。

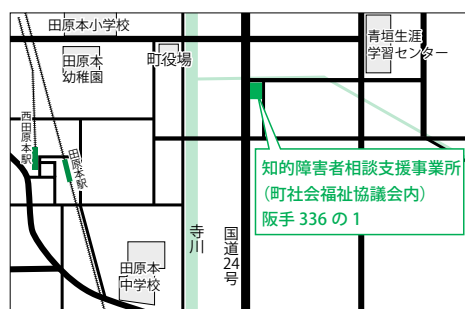
相談場所の変更

3月まで

事業所名	たけのこ園
住所	橿原市飯高町上西殿 16
電話番号	23-8883
相談日	月～金曜日(祝日を除く)
相談時間	午前9時～午後5時

4月から

事業所名	町社会福祉協議会
住所	阪手 336 の 1 (下記参照)
電話番号	34-2118
相談日	月～金曜日(祝日を除く)
相談時間	午前8時30分～午後5時 15分



地域福祉の推進のために
4月から知的障害者相談支援事業所が
町社会福祉協議会へ変わります

健康福祉課障害福祉係 ☎ 34・2090

4月1日から町社会福祉協議会に知的障害者相談支援事業を委託することになりました。

知的障害者相談支援事業は、平成23年4月からたけのこ園に委託して事業を実施し、この3年間、障がいのある人や家族からの相談に対応をして、障がいのある人が安心した日常生活、社会生活が送れるように相談支援の成果を上げてきました。

これからも、地域福祉の推進を図るため、障がいのある人や家族が相談しやすい体制づくりを進めます。